

○奈良県警察本部庁舎防火管理規程（昭和40年12月25日本部訓令第15号）

[沿革] 昭和41年10月本部訓令第10号、42年8月第27号、43年6月第16号、12月第22号、44年3月第6号、48年1月第2号、3月第4号、11月第27号、49年4月第4号、50年12月第17号、51年8月第4号、52年9月第12号、平成元年5月第6号、4年5月第17号、6年11月第19号、7年12月第32号、8年12月第22号、19年3月第11号、20年3月第11号、23年11月第20号改正

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 削除

第3章 防火責務（第5条—第12条）

第4章 消防警備

第1節 執務時間中の消防警備（第13条—第22条）

第2節 執務時間外の消防警備（第23条—第26条）

第3節 訓練（第27条・第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、奈良県警察庁舎管理規程（昭和50年12月奈良県警察本部訓令第17号。以下「庁舎管理規程」という。）第2条に定める本部庁舎（以下「本部庁舎」という。）の防火体制を確立し、火災予防の徹底及び火災発生時の消火活動を効果的に推進していくため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 削除

第2条から第4条まで 削除

第3章 防火責務

（防火責任者）

第5条 各所属（本部庁舎内の各課をいう。以下同じ。）の長は、その使用し、及び管理する事務室、施設等（以下「事務室等」という。）の防火責任者とし、防火管理者（消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に定める防火管理者をいう。以下同じ。）の下、次の業務を行うものとする。

- (1) 所属の職員に対し、防火管理上必要な指揮、監督を行うこと。
- (2) 庁舎管理規程第18条に定める物品（以下「非常持出し物件」という。）の明示及び搬出方法の検討その他非常対策の確立を図ること。

- (3) 事務室等の防火設備に異常を認めた場合その他防火上意見がある場合は、直ちに防火管理者に通報すること。
- (4) 消防法別表第1に掲げる危険物を貯蔵しようとする場合は、防火管理者に届け出ること。
- (5) 許可された火気器具以外の器具を使用する場合は、防火管理者に届け出ること。
- (6) 事務室等の整備その他防火管理上必要な事項を処理すること。

(火気取締責任者の指定)

2 前項第3号から第5号までの規定による防火管理者への通報及び届出は、緊急その他やむを得ない事由がある場合を除き、庁舎管理責任者（庁舎管理規程第4条第1項に定める庁舎管理責任者をいう。以下同じ。）を経由して行うものとする。

第6条 各所属の火気取締責任者は、次席（次席の事務を処理する管理官を含む。）とする。ただし、当該事務室等の特殊性により、その事務室等に直接関係する者の中から適当と認められる者をこれに充てることができる。

2 火気取締責任者が不在の場合は、その直近下位の者がこれを代理するものとする。

(火気取締責任者の責務)

第7条 火気取締責任者は、防火責任者を補佐し、次の業務を行うものとする。

- (1) 火気の取扱いに関し、所属の職員の指導監督を行うこと。
- (2) 所属の職員に対し、防火に関する各種法令及び通達の周知徹底を図るとともに、防火に対する意識の向上に努めること。
- (3) 所属の職員に対し、次に掲げる消防の用に供する設備（以下「消防用設備」という。）の位置及びそれらの使用方法を周知させること。
  - ア 消火器、消火栓その他の消火設備
  - イ 警報器、火災報知設備その他の警報設備
  - ウ 救助袋、誘導灯、誘導標識その他の避難設備
- (4) 退庁時に火気点検を行うこと。
- (5) 事務室等の整理その他防火管理上必要な事項を処理すること。

(火気始末責任者の指定)

第8条 火気取締責任者は、各事務室等の火気始末責任者を指定するものとする。

(火気始末責任者の責務)

第9条 火気始末責任者は、第7条に規定する火気取締責任者の防火責務を補助するほか、当該事務室等の防火に関し、次の業務を行うものとする。

- (1) 勤務時間中における火気の使用取扱いに注意を払い、異常を発見したときは、直ちに火気取締責任者に報告すること。

(2) 退庁時に火気器具の員数、火気始末の状況等を点検確認すること。

(最終退庁者の防火責務)

第10条 時間外又は休日等（日曜日、土曜日並びに職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月奈良県条例第29号）第10条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。）に勤務して火気を使用する場合は、勤務者のうち、上位の階級にある者又は先任者（単独勤務の場合はその者）が火気取締責任者としての防火責務を負うものとする。

(当直勤務者の防火責務)

第11条 当直長は、執務時間外における防火責任者として当直勤務者を指揮し、庁舎管理規程に定めるもののほか、防火に関し次の事項を処理するものとする。

(1) 巡視に際しては、各事務室等の火気始末の状況を確認すること。

(2) 巡視により、特に防火上注意すべき事項を発見したときは、直ちに所要の処置を講じ、必要により防火責任者に報告するとともに、当直日誌にその旨を記載しておくこと。

(職員の防火に関する遵守事項)

第12条 本部庁舎に勤務する職員（以下「職員」という。）は、常に火災の予防について細心の注意を払うとともに火気の使用に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 許可された場所及び目的以外に、火気器具を使用しないこと。

(2) 火気器具を使用した後は、必ずスイッチを切断すること。

(3) 許可なくして、引火性又は爆発性の物件を庁舎内に持ち込まないこと。

(4) 庁舎内又はその付近で紙くず類等を焼却しないこと。

(5) 退庁の際は、火気始末を完全に行うこと。

(6) 喫煙場所以外の場所では喫煙しないこと。

(7) 消防用設備の配置場所とその使用方法を十分に確認しておくこと。

(8) 配電線等の損傷その他火災予防の見地から危険と認められる事項を発見したときは、直ちに防火責任者又は火気取締責任者に報告するとともに、庁舎管理責任者を經由して防火管理者に報告すること。

(9) その他火災予防について、防火管理者、庁舎管理責任者、防火責任者及び火気取締責任者の指示事項を遵守すること。

## 第4章 消防警備

### 第1節 執務時間中の消防警備

(指揮所の設置)

第13条 本部庁舎に火災が発生した場合は、警務部長室に指揮所を設置する。ただし、火災の程度が小規模で大事にいたらないと認められるときは、設置しないものとする。

(消防警備)

第14条 消防警備の指揮責任者（以下「指揮者」という。）は警務部長とする。

2 指揮者が不在のときは、庁舎管理責任者がその指揮を代行するものとする。

(消防警備隊)

第15条 本部庁舎に、消防警備を円滑かつ迅速に遂行するための自衛消防組織として、消防警備隊を置く。

2 消防警備隊の隊長は指揮者をもって充て、必要に応じて班員を召集し、及び指揮してその活動を統括するものとし、副隊長は庁舎管理責任者をもって充て、隊長を補佐するものとする。

3 消防警備隊に次に掲げる活動を行うことを任務とする班を置く。

(1) 初期消火班 消火設備による初期消火作業

(2) 安全防護班 電気、ガス、エレベーター等の安全措置及び防火戸等の閉鎖

(3) 警戒班 本部庁舎の警備、搬出物件の監視及び雑踏の整理

(4) 通報連絡（情報）班 消防機関への通報及び関係者への連絡

(5) 避難誘導班 避難の指示、命令の伝達及び避難誘導

(6) 搬出班 非常持出し物件その他の重要な物件（以下「重要物件」という。）の搬出

(7) 応急救護班 負傷者の救護及び応急処置

4 消防警備隊の編成及び班員並びに任務の細目は、隊長が別に定めるものとする。

(発見者の処置)

第16条 火災の発生を認知した職員は、直ちに警報装置を通じて警報を発信するとともに、庁舎管理責任者を經由して指揮者に火元の位置を報告し、あわせて初期消火に当たらなければならない。

(報告連絡)

第17条 前条によって報告を受けた指揮者は、直ちに次の関係者に通報しなければならない。

(1) 奈良市消防局

(2) 本部長

(3) 防火管理者

(4) 防火責任者

(5) 県管財課長

(防火責任者及び火気取締責任者の処置)

第18条 防火責任者及び火気取締責任者は、その使用し、及び管理する事務室等が火元となった場合は、現在する職員を指揮して初期消火に当たるほか、状況により重要物件の搬出に当たるものとする。

(隣接防火責任者の処置)

第19条 防火責任者は、その事務室等が火元に隣接している場合は、現在する職員を指揮して、火元の課員の初期消火作業に協力するほか、状況により事務室等の重要物件の搬出に当たるものとする。

(非常持出し)

第20条 火元及びこれに隣接する課以外の各課の重要物件の搬出は、指揮者の指示に従って実施するものとする。

2 前項の指示を受けた防火責任者は、在庁する所属職員を指揮して重要物件を搬出するものとする。

(各課の計画)

第21条 防火責任者は、その使用し、及び管理する事務室等について火災発生時における所属職員の作業分担をあらかじめ定めておかなければならない。

(在庁職員の協力)

第22条 火災が発生した場合、在庁職員は、消防警備について積極的に協力しなければならない。

## 第2節 執務時間外の消防警備

(指揮所の設置)

第23条 執務時間外において、本部庁舎に火災が発生した場合は、当直室に指揮所を設置するものとする。

(当直長の指揮代行)

第24条 指揮者が来庁するまでの間の指揮は、当直長がこれを代行するものとする。

(消防警備隊の編成と任務)

第25条 前条の場合において当直長は、全当直勤務員をもって消防警備隊を編成する。

2 前項の消防警備隊員及び応召員等は、別表により消防警備活動に従事するものとする。ただし、状況により活動の内容を変更することができる。

(県庁舎の火災に対する協力)

第26条 当直勤務員が県庁舎主棟又は議会棟における火災の発生を知ったときは、直ちに守衛所に通報するとともに、初期消火活動に協力するものとする。

## 第3節 訓練

(消防警備訓練)

第27条 指揮者は、自衛消防警備の目的を有効に達成するため、1年に1回以上、消防警備訓練を実施しなければならない。ただし、防火管理者が実施する消火、通報及び避難の訓練に参加する場合は、この限りでない。

(報告)

第28条 指揮者は、前条により訓練を実施したときは、その結果を本部長に報告するとともに、講評を行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和40年12月25日から施行する。
- 2 科学捜査研究所、運転免許課、高速道路交通警察隊、警察学校等については、この規程を準用する。

附 則 (昭和41年10月15日本部訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和42年8月15日本部訓令第27号)

この訓令は、昭和42年8月17日から施行する。

附 則 (昭和43年6月29日本部訓令第16号)

この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則 (昭和43年12月10日本部訓令第22号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和44年1月1日から施行する。

附 則 (昭和44年3月31日本部訓令第6号)

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年1月26日本部訓令第2号)

この訓令は、昭和48年2月1日から施行する。

附 則 (昭和48年3月23日本部訓令第4号)

この訓令は、昭和48年3月23日から施行する。

附 則 (昭和48年11月5日本部訓令第27号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行し、昭和48年8月24日から適用する。

(経過規定)

- 2 この訓令による改正前の各用紙は、当分の間なお用いることができる。

附 則 (昭和49年4月12日本部訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年12月11日本部訓令第17号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和50年12月11日から施行する。

附 則 (昭和51年8月19日本部訓令第4号)

この訓令は、昭和51年8月19日から施行する。

附 則 (昭和52年9月13日本部訓令第12号)

この訓令は、昭和52年9月13日から施行する。

附 則 (平成元年5月22日本部訓令第6号)

この訓令は、平成元年5月22日から施行し、〔中略〕平成元年3月24日から適用〔中略〕する。

附 則 (平成4年5月27日本部訓令第17号)

この訓令は、平成4年6月1日から施行する。

附 則 (平成6年11月10日本部訓令第19号)

この訓令は、平成6年11月10日から施行する。

附 則 (平成7年12月7日本部訓令第32号)

この訓令は、平成7年12月7日から施行する。

附 則 (平成8年12月17日本部訓令第22号)

この訓令は、平成9年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日本部訓令第11号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式用の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (平成20年3月10日本部訓令第11号)

この訓令は、平成20年3月28日から施行する。

附 則 (平成23年11月30日本部訓令第20号)

この訓令は、平成23年11月30日から施行する。

別表（第25条関係）

執務時間外における消防警備活動基準表

| 従事する要員                 | 活 動 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>指揮代行者<br/>(当直長)</p> | <p>火災の発生を認知したときは、直ちに、当直勤務員を初期消火活動に当たさせた上、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 奈良市消防本部</li> <li>(2) 近畿管区警察局奈良県情報通信部当直員</li> <li>(3) 第二庁舎当直員</li> <li>(4) 警察学校当直教官</li> <li>(5) 奈良署当直幹部</li> <li>(6) 県庁守衛</li> </ol> <p>に通報して消防警備活動を要請するとともに、庁舎管理責任者を經由して警務部長及び本部長に、防火管理者を經由して県管財課長に即報する。</p> <p>なお、火災の状況に応じ、奈良署当直幹部に対して奈良市内に居住する本部勤務員の非常召集を依頼する。</p> |
| <p>当直勤務員</p>           | <p>火災警報を発信するとともに、消火設備及び消火器具を使用して、消火及び延焼の防止に当たる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>応召員及び<br/>応援員</p>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防警備隊に協力して消火及び延焼の防止に当たる。</li> <li>2 重要物件を安全な場所に搬出し、その監視に当たる。</li> <li>3 車両の待避及びその保全に当たる。</li> <li>4 負傷者の応急救護に当たる。</li> <li>5 その他必要なことの処理に当たる。</li> </ol>                                                                                                                                                              |